

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室長

精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患／精神障害処理経過簿システム
操作マニュアル」の一部改正について

精神障害等事案に係る処理経過簿（以下「処理経過簿」という。）については、平成15年12月12日付け基労補発第1212001号「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿の様式の電子化等について」により作成が指示され、同日付け職業病認定対策室長事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿の電子化について」の別添2「脳・心臓疾患／精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」（以下「操作マニュアル」という。）により具体的操作方法を示しているところであるが、今般、精神障害の発病と労働時間との関係資料を収集する観点から、精神障害等事案に係る労働時間に関するデータを把握することとした。

については、操作マニュアルの一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日から適用することとしたので、下記に留意のうえ取り扱われたい。

記

1 改正内容

操作マニュアル「7. 処理経過簿」の「データ入力例（精神障害等）」（8頁記載の事項）中、「備考」欄に、精神障害の発病に関与した出来事が発生した月（以下「出来事発生月」という。）から精神障害が発病した月（以下「発病月」という。）までの間における1ヵ月平均の時間外労働時間数を「時間外〇〇時間」と入力することとし、同「備考」欄の記載要領を別紙のとおり改める。

2 「備考」欄に入力する時間外労働時間数の算定方法

入力する時間外労働時間数は、事案ごとに、出来事発生月から発病月までの間における1ヵ月平均の時間外労働時間数とし、次により算定すること。

(1) 時間外労働時間数は、「所定休日労働時間数」と「所定時間外労働時間数」を合計したものとし、算定に当たっては、平成12年3月24日付け補償課長事務連絡第3号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」の別添調査票の様式3「労働時間等の調査結果」中の「所定休日労働時間数」と「所定時間外労働時間数」を用いること（別添参照）。

(2) 算定する期間は、出来事発生日から発病日までとし、当該期間の月ごとの時間外労働時間数を合計した後、当該期間の月数で除算し、月平均の時間外労働時間数を算出すること。算出に当たっては、次の点に留意すること。

ア 算定する月の期間は出来事発生日及び発病月を含めた月とすること。

なお、出来事発生日と発病月が同月である場合の算定する期間は1ヵ月であること。

(例) 1月上旬に出来事があり、6月下旬頃に発病した場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
時間外労働時間	81	102	61	75	82	50	451

451時間 ÷ 6ヵ月 ≒ 75時間 ※小数点第1位を四捨五入

イ 出来事発生の時期に幅がある場合（例えば1月下旬から2月上旬頃）は、早い時期（1月）を出来事発生日として算出すること。

ウ 発病時期に幅がある場合（例えば5月中旬から6月上旬頃）は、遅い時期（6月）を発病月として算出すること。

エ 複数の出来事がある場合は、先発の出来事が発生した時期を出来事発生日とする。

3 入力対象事案

平成20年4月1日以降に支給決定を行った事案について入力すること。

なお、平成17年度から19年度に支給決定を行った事案についても、時間外労働時間数を把握する必要があるため、労働局に保存している当該年度の処理経過簿（エクセルファイル）の「備考」欄に上記2の方法により算定した時間外労働時間数を入力した後、平成17年度ファイル及び18年度ファイルについては本年2月22日（金）までに、また、平成19年度ファイルについては本年4月10日（木）までに、労働基準行政情報システムの全国掲示板に掲載されたい。

(別紙)

操作マニュアルの8頁「7. 処理経過簿」の「データ入力例 (精神障害等)」中の備考欄について、次のように改正する。

(改正後)

	AA	AB	AC	AD	AE
9					
10	裁量労働制 適用有無	処理期間 未処理状況		備考	(標準業種) 中分類 小分類
11			日	「時間外75時間」	
12					
13					
14					
15					
16			日		

支給決定後、「時間外〇〇時間」と入力する（備考欄に他の入力事項がある場合、本事項は末尾に入力する。）。

データ入力例(精神障害等)

システム No.		削除フラグ	No.	局	番	労働者氏名		精神障害・自殺 (未遂を含む)別 疾病(自殺)時年齢	事業場名			請求年月日			
システム No.		削除フラグ	No.	局	番	労働者 生年月日 性	氏名 別	精神障害・自殺 (未遂を含む)別 疾病(自殺)時年齢	事業場名 労働 保険 種 (標準業種)、 (標準職種)	労働保険番号		請求年月日 及び 内容	速報受付		
				東京	三麻	厚労 太郎		精神障害	(株) コウロウ製作所	12345 678901 - 123		H15.07.01	H15.07-02		
				局	署	S50.01.01		H15.6.1	情報通信業	専門的・技術的職業従事者	療養	休業	速報受付		
						生年月日	性別	発病(自殺)年月日	業種	標準業種	職種	標準職種	障害	療養	遺族
								28	情報通信業	専門的・技術的職業従事者	障害	遺族	請求号	休業	

局署協議【初回】		部会合議		決定年月日		処分結果		疾患名(請求時)		審査請求		裁量労働制適用有無		(標準業種)中分類		(標準職種)中分類	
局署協議【初回/最終】		部会合議		本省協議		決定年月日		疾患名(請求時) 疾患名(決定時) 標準疾患名(決定時)		審査請求		裁量労働制 適用有無		未処理状況		備考	
H15.07.03	H15.07.03	H15.07.04	H15.07.05	支給				神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	有	有	5日		備考	情報サービス業	情報処理技術者		
H15.07.06		本省協議						神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	H15.07.10					ソフトウェア業	プログラマー		
局署協議【最終】								神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害						(標準業種)小分類	(標準職種)小分類		

行の色について
 処理状況により、行の色が異なります。
 処理済...灰色
 未処理(6ヶ月未満)...処理前と同様
 未処理(6ヶ月以上1年未満)...黄色
 未処理(1年以上)...ピンク色

システムのセル色について
 白色:入力不可
 黄色:自由入力
 青色:リスト入力

参考:改正前

様式3

労働時間等の調査結果 (氏名:)

発病前の労働時間等

	17年11月	17年12月	18年 1月	18年 2月
所定出勤日数	21日	19日	19日	20日
所定休日日数	9日	12日	12日	8日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	0日	0日	0日	0日
所定休日労働日数	0日	0日	4日	4日
所定休日労働時間数	0時間	0時間	30時間	31時間30分
所定時間外労働時間数	20時間45分	22時間30分	51時間	70時間30分

	18年 3月	18年 4月	18年 5月	18年 6月
所定出勤日数	21日	20日	19日	20日
所定休日日数	10日	10日	12日	10日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	0日	0日	0日	0日
所定休日労働日数	3日	3日	3日	2日
所定休日労働時間数	20時間30分	25時間	21時間15分	16時間
所定時間外労働時間数	40時間30分	50時間	60時間45分	34時間

	年 月	年 月	年 月	年 月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料

①タイムカード ②出勤簿 ③賃金台帳 ④その他 ()

※起算日は各月 日

(作成に当たっての特記事項)

[

]